

一 残業歩合ハ六時迄 八時以後ハ一時毎毎ニ歩ノ支給
サレタリ

一 皆勤手当ヲ七月ニ 日分六ヶ月 十一月ハ支給サレタリ
一 受持外ノ仕事ノ強制セザルコト
一 解雇者ヲ出サザルコト

解決事項

- 一 傷害保険料ハ金快ノ上決意ス
- 一 請負工賃低額ナルモ債値上ハ調査ノ上実行スルコト
- 一 退職手当ハ考査中ニシテ決意次第表ス
- 一 皆勤表與ハ七月ニハ日分六ヶ月ニハ六日分トシ
- 一 手待手当ハ半日以上ニ至ルトキハ臨時ニ加算ス
- 一 日給者ハ年一回給衡上昇給セシム

高浜電機株式會社自動車部 (九二一七一)

神奈川県川崎市堀川町二五

労働者 七五名 (内女三五名)
参加者 七四名

従業員中不都合ノ者アリシ者一名ヲ解雇シタルニ因リ
九月九日 七十四名 結束シテ復職要求貫徹ノ為ニ給
盟神奈川県職工組合ニ接下ニ四時決定行セシメ十五日
神奈川県自動車業組合長ノ調停ニ依リ円満解決ス

要求事項

復職

解決事項

前地系ノ従業員ハ復職セザルコト
收入歩合ヲ廃止 哩歩合制度ヲ設定ス